

February

2019

税理士法人きしゅう会計

事務所通信

2月といえば立春、暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。風邪などひかないように、ご自愛くださいませ。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽にお問い合わせください。

2019年2月号

経過措置が適用される取引は
必ず旧税率の適用を！
消費税率等に関する経過措置

改正相続法 7月に施行
一部は1月から開始
より適正な選出が求められる
従業員の過半数代表者
2018年の産業別賃金引き上げ状況

税理士法人きしゅう会計

和歌山県御坊市藪208-4

TEL : 0738-22-0463 / FAX : 0738-24-3647

経過措置が適用される取引は 必ず旧税率の適用を! 消費税率等に関する経過措置

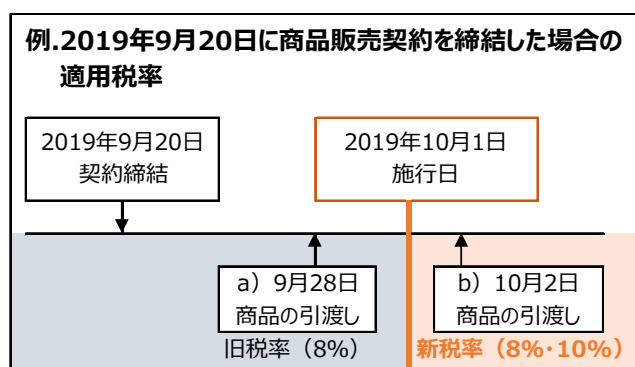
2019年10月1日を施行日として、消費税及び地方消費税（以下、消費税等）の新税率が適用されます。ただし「経過措置」が適用される取引については、施行日以後も現行の税率（以下、旧税率）が適用されます。

旧税率と新税率

旧税率と新税率は、以下のとおりです。

区分	税率 現行 (旧税率)	2019/10/1開始 (新税率)	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7%	2.2%	1.76%
合計	8.0%	10.0%	8.0%

施行日前後の取引について、いずれの税率を適用すべきかの注意点として、基本的な例を次に示しました。



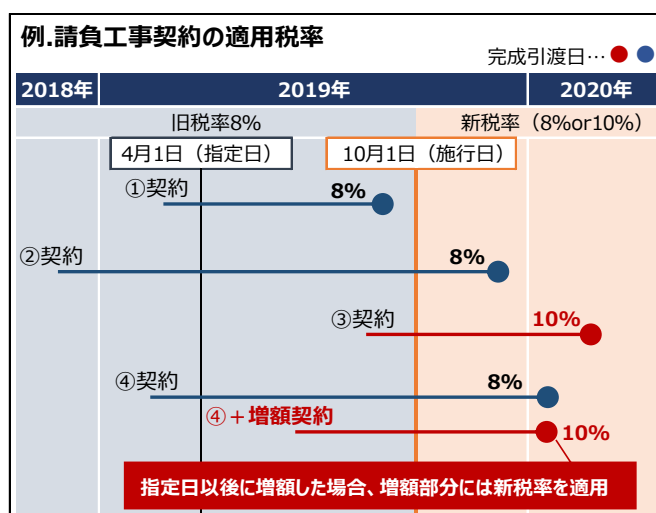
このように、商品販売契約の締結が10月1日前であったとしても、商品の引渡しが10月1日以後に行われる場合には、新税率が適用されます。

経過措置が適用される取引

施行日以後であっても旧税率が適用される経過措置は、基本的には2014年に消費税等の

税率が5%から8%に引き上げられた時とほぼ同様です。主な経過措置は、次頁をご参照ください。

例えば請負工事の場合、工事を完成して引き渡した時の消費税等の税率が適用されます。しかし、2019年4月1日を「指定日」とし、指定日の前日（3月31日）までに契約を締結した一定の請負工事は、経過措置が適用され、施行日以後の引渡しであっても原則として旧税率が適用されます。



経過措置の適用にあたっての注意点

経過措置が適用される取引は、必ず旧税率を適用しなければならず、新税率との選択適用はできません。

また、軽減税率の対象品目（一定の飲食料品及び一定の新聞で定期購読契約に基づくもの）に関する取引は、経過措置の対象外です。施行日以後の取引は必ず軽減税率を適用します。軽減税率と旧税率の消費税等の税率は8%と同じですが、前表のとおりその内訳が異なります。ご注意ください。

<主な経過措置>

内容	適用関係
① 旅客運賃等 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの	
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	
③ 請負工事等 26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	
④ 資産の貸付け 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け	
⑤ 指定役務の提供 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ※「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。	
⑥ 予約販売に係る書籍等 31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減税率が適用される課税資産の譲渡等を除きます。）	
⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減税率が適用される課税資産の譲渡等を除きます。）	
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減税率が適用される課税資産の譲渡等を除きます。）	
⑨ 有料老人ホーム 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	
⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等 家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含まれます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの	

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。国税庁「平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置」より転載

改正相続法 7月に施行 一部は1月から開始

2018年7月に相続法（民法）の大改正が行われ、その施行日が決まりました。残された配偶者や家族が安心して安定した生活を送れるよう、新しい制度が導入されます。主な改正事項を施行日順にご紹介します。

2019年1月から段階的に施行

改正法の施行日は原則2019年7月1日ですが、一部の規定については施行日が異なります。

2019年1月13日～

- 自筆証書遺言の方式を緩和する方策

財産目録をパソコンで作成する、あるいは通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を添付する方法により、自筆証書遺言を作成できます。

遺留分減殺請求によって生ずる権利が**金銭債権**となります。また、遺留分侵害額の算定の際の相続人への贈与持戻しは**10年分**になります。

2019年7月1日～（原則）

- 遺留分制度の見直し
- 遺産分割前の預貯金の払戻し制度
- 相続の効力等に関する見直し
- 特別の寄与等の規定（一部の規定を除く）

遺産分割前であっても、預貯金債権のうち一定割合（**上限150万円**）については、**家庭裁判所の判断を経ずに、相続人が単独で金融機関において払戻し**できるようになります。

遺言等による相続財産で法定相続分を超える部分について、第三者に対抗するには**登記等の対抗要件**が求められるようになります。

2020年4月1日～

- 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等

相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた**配偶者が、終身または一定期間、その建物を無償で使用**できる権利です。

2020年7月10日～

- 法務局における遺言書の保管等

自筆証書による遺言書を法務局で保管できるようになります。これにより、自筆証書遺言書の紛失や改ざんなどのリスクが減り、無用な相続の紛争を防ぐことができます。

「法務局における遺言書の保管」は、「自筆証書遺言の方式の緩和」から**1年半遅れての開始**です。どちらも自筆証書遺言に関する改正ですが、開始時期が異なります。ご注意ください。

より適正な選出が求められる 従業員の過半数代表者

年度単位（4月から翌年3月）で36協定を締結している企業では、新年度に向けて36協定の準備を進める頃かと思います。36協定では、従業員の過半数で組織する労働組合がない場合、従業員の過半数を代表する者（以下、過半数代表者）を選出する必要がありますが、その適正な選出の重要性が増しています。

過半数代表者の適正な選出

現状、過半数代表者を選出するときは、次の要件を満たす必要があります。

- 管理監督者に該当しないこと
- どのような労使協定を締結するかを明確にした上で、投票、挙手、従業員による話し合い等の民主的な手続きがとられていること

しかし、会社側が過半数代表者を指名するといった不適切な取扱いをしていた事例がみられることから、2019年4月より上記要件に、「使用者の意向に基づき選出されたものではないこと」が追加されます。

過半数代表者を必要とする協定

36協定のほかにも、過半数代表者との書面による協定等を必要とするものがあります。主なものは次のとおりです。

- 賃金控除に関する労使協定
- 1ヶ月単位の変形労働時間制の労使協定（就業規則で規定しない場合）
- 1年単位の変形労働時間制の労使協定
- 1週間単位の変形労働時間制の労使協定
- 専門業務型裁量労働制の労使協定
- 事業場外労働の労使協定（みなし時間が8時間を超える場合のみ）

- 一斉休憩の適用除外に関する労使協定
- 年次有給休暇の時間単位の取得の労使協定
- 年次有給休暇の計画的付与の労使協定
- 育児・介護休業等の適用除外者に関する労使協定
- 就業規則の意見聴取

この場合、協定等の種類によって、次の点に留意しましょう。

- ✓ 有効期限が到来していないか（毎年締結が必要なものがある）
- ✓ 労働基準監督署への届出の要否

就業規則・36協定の本社一括届

労使協定等の労働基準監督署への届出は、複数の事業場がある企業では、原則として事業場ごとに行うことになっています。

ただし、就業規則や36協定については、本社と各事業場の内容が同一である場合等の要件を満たした場合、本社において一括して届け出ることが可能です。しかし36協定については、各事業場の従業員の過半数で組織された労働組合があることが、一括で届け出る要件となっているため、過半数代表者を選出する企業では、36協定を本社において一括して届け出ることができません。

管理監督者は過半数代表者にはなれませんが、従業員の過半数代表者の選出母数には含める必要があります。選出母数となる人数が正確に把握されていないと、適正な過半数代表であるかどうかの確認ができないこととなります。労働基準監督署による監督指導などで指摘を受けないようにするためにも、適正な選出を行うようにしましょう。

2018年の産業別賃金引き上げ状況

人手不足が慢性化する中、人材の確保や定着のために賃上げを行う企業も多くなっています。ここでは、2018年11月に発表された調査結果※から、産業別に2018年の賃金引き上げ状況を振り返ってみましょう。

賃金引き上げ実施割合は89.7%に

上記調査結果によると、2018年に1ヶ月当たりの1人平均賃金額（以下、平均賃金）を引き上げた・引き上げる企業（以下、引き上げ企業）の割合は89.7%で、2017年よりも1.9ポイント増加しました。

産業別にみると、不動産業、物品賃貸業と情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業で引き上げ企業の割合が95%以上になりました。なお、最も低い鉱業、採石業、砂利採取業でも81.5%となっており、すべての産業で引き上げ企業の割合が80%を超えました。

【表1】産業別平均賃金引き上げ企業の割合（%、ポイント）

	2017年	2018年	増減
全体	87.8	89.7	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	82.4	81.5	-0.9
建設業	97.1	94.0	-3.1
製造業	95.7	93.5	-2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	90.8	93.0	2.2
情報通信業	91.5	96.1	4.6
運輸業、郵便業	75.5	84.6	9.1
卸売業、小売業	89.8	85.0	-4.8
金融業、保険業	95.2	93.3	-1.9
不動産業、物品賃貸業	88.8	98.1	9.3
学術研究、専門・技術サービス業	86.4	95.1	8.7
宿泊業、飲食サービス業	77.2	87.4	10.2
生活関連サービス業、娯楽業	83.3	93.1	9.8
教育、学習支援業	84.3	86.3	2.0
サービス業（他に分類されないもの）	68.3	85.2	16.9

厚生労働省「平成30年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

改定額は5,600円程度に

次に平均賃金の改定額をみると、全体では5,675円で2017年よりも48円増加しました。産業別では、学術研究、専門・技術サービス業と不動産業、物品賃貸業が8,000円を超えています。最も改定額が少ないサービス業（他に分類されないもの）は、3,889円となりました。なお各産業の平均賃金の改定率をみると、1.5～2.5%程度となっています。

【表2】産業別平均賃金改定額（円）

	2017年	2018年	増減
全体	5,627	5,675	48
鉱業、採石業、砂利採取業	5,421	6,554	1,133
建設業	8,411	7,361	-1,050
製造業	6,073	6,326	253
電気・ガス・熱供給・水道業	5,216	4,366	-850
情報通信業	6,269	6,056	-213
運輸業、郵便業	4,611	4,434	-177
卸売業、小売業	5,321	4,951	-370
金融業、保険業	5,802	6,233	431
不動産業、物品賃貸業	6,341	8,218	1,877
学術研究、専門・技術サービス業	5,845	8,746	2,901
宿泊業、飲食サービス業	3,040	4,643	1,603
生活関連サービス業、娯楽業	4,929	4,929	0
教育、学習支援業	5,323	5,786	463
サービス業（他に分類されないもの）	3,923	3,889	-34

厚生労働省「平成30年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

2018年は、全体として平均賃金引き上げ企業の割合と平均賃金改定額が2017年を上回りました。2019年はどうなるのでしょうか。

※厚生労働省「平成30年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」

製造業、卸売業、小売業は常用労働者30人以上、その他の産業は常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民営企業を対象に、産業別及び企業規模別に3,543社を抽出して2018年8月に実施した調査です。なお、ここでの結果は常用労働者100人以上の企業（調査客体企業数は3,212社、有効回答企業数は1,578社）について集計したものです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/18/index.html>

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

2019年2月

お仕事備忘録

1. 固定資産税の納付（第4期分）
2. 確定申告（書面）の受付開始
3. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き
4. 労働保険料等の口座振替納付の申込
5. 4月昇給の場合の資料収集等の準備
6. 新入社員の受入準備
7. 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施

1. 固定資産税の納付（第4期分）

固定資産税第4期分の納付期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

2. 確定申告（書面）の受付開始

平成30（2018）年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、3月15日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。ただし、振替納付の場合の振替日は4月22日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は4月1日までです。消費税を現金で納付する場合は4月1日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月24日です。

3. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き

平成26（2014）年4月から、2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まっています。従来よりある6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は毎年2月末日までとなっていますので、希望される方は早めに手続きをしましょう。

4. 労働保険料等の口座振替納付の申込

労働保険料等は、口座振替による納付も可能です。来年度（第1期）より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

5. 4月昇給の場合の資料収集等の準備

4月昇給の事業者は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集しつつ、業績資料から原資の検討、部門、個別評価や配分の検討を行う等、昇給の準備を開始しましょう。

6. 新入社員の受入準備

4月に新入社員を受け入れる事業者は、入社式の会場確保等の事前準備や支給貸与品の手配、研修の企画等、受入準備を開始します。チェックリストなどを用いて準備を行うとよいでしょう。

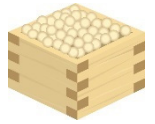
7. 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施

春の火災予防運動に先立ち、消防設備等（消火器、非常口、非常階段、避難経路等）の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法（連絡方法、避難対策等）について周知しておきましょう。



2019.2

2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金の出入りが激しくなります。スケジュール管理を徹底しましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	金	友引	●贈与税の申告書の提出および納付（～3月15日）
2	土	先負	
3	日	仏滅	
4	月	大安	立春
5	火	先勝	
6	水	友引	
7	木	先負	
8	金	仏滅	
9	土	大安	
10	日	赤口	
11	月	先勝	建国記念の日
12	火	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（1月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
13	水	先負	
14	木	仏滅	●労働保険料の支払（第3期分※口座振替を利用する場合） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分※口座振替を利用する場合）
15	金	大安	
16	土	赤口	
17	日	先勝	
18	月	友引	●所得税確定申告（書面）の受付開始（～3月15日） ●所得税確定申告税額の延納届出（～3月15日） ●所得税及び復興特別所得税の納付（～3月15日※現金納付の場合）
19	火	先負	雨水
20	水	仏滅	
21	木	大安	
22	金	赤口	
23	土	先勝	
24	日	友引	
25	月	先負	
26	火	仏滅	
27	水	大安	
28	木	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（1月分） ●じん肺健康管理実施状況報告書 ●固定資産税第4期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで